

令和5年第1回砂川市議会定例会

令和5年3月13日（月曜日）第5号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第13号 砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
議案第14号 砂川市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
議案第15号 砂川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について
議案第16号 砂川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7号 令和5年度砂川市一般会計予算
議案第 8号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第 9号 令和5年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第10号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第11号 令和5年度砂川市下水道事業会計予算
議案第12号 令和5年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第 2 議案第18号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第22号 令和5年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 4 議案第23号 砂川市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 5 報告第 1号 監査報告
報告第 2号 例月出納検査報告
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第13号 砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
議案第14号 砂川市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

- 議案第15号 砂川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定
について
- 議案第16号 砂川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 令和5年度砂川市一般会計予算
- 議案第8号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第9号 令和5年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第10号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第11号 令和5年度砂川市下水道事業会計予算
- 議案第12号 令和5年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第2 議案第18号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第22号 令和5年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第4 議案第23号 砂川市議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第5 報告第1号 監査報告
- 報告第2号 例月出納検査報告

○出席議員（12名）

議長	水島美喜子君	副議長	増山裕司君
議員	中道博武君	議員	多比良和伸君
	佐々木政幸君		武田真君
	飯澤明彦君		増井浩一君
	北谷文夫君		沢田広志君
	辻勲君		小黒弘君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太英樹
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅克己
病院事業管理者	平林高之
総務部長 兼会計管理者	井上守
総務部審議監	安原雄二
市民部長	河原希之
保健福祉部長	安田貢
経済部長	中村一久
経済部審議監	東正人
建設部長	近藤恭史
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	山田基
病院事務局審議監	渋谷和彦
総務課長	板垣喬博
政策調整課長	玉川晴久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	峯田和興
指導参事	小林晃彦
教育委員会技監	徳永敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形譲
--------	-----

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	井上守
-------------	-----

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	中村一久
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	為国修一
事務局次長	川端幸人

事 務 局 主 幹 齊 藤 亜 希 子
事 務 局 係 長 野 荒 邦 広

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第13号 砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定
について

議案第14号 砂川市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に
ついて

議案第15号 砂川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条
例の制定について

議案第16号 砂川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議案第17号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議案第21号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制
定について

議案第7号 令和5年度砂川市一般会計予算

議案第8号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第9号 令和5年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第10号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第11号 令和5年度砂川市下水道事業会計予算

議案第12号 令和5年度砂川市病院事業会計予算

○議長 水島美喜子君 日程第1、議案第13号 砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第14号 砂川市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、議案第15号 砂川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について、議案第16号 砂川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 令和5年度砂川市一般会計予算、議案第8号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 令和5年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第10号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 令和5年度砂川市下水道事業会計予算、議案第12号 令和5年度砂川市病院事業会計予算の12件を一括議題といたします。

第2予算審査特別委員長の報告を求めます。

第2予算審査特別委員長。

○第2予算審査特別委員長 辻 勲君（登壇） おはようございます。第2予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

3月10日に委員会を開催し、委員長に私辻、副委員長に中道博武委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第13号から第17号、議案第21号並びに第7号から第12号までの令和5年度一般会計、特別会計、事業会計予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 水島美喜子君 これより第2予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号から第17号、議案第21号並びに第7号から第12号までを一括採決いたします。

本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第18号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 水島美喜子君 日程第2、議案第18号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君（登壇） それでは、まず議案第18号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、利用乳幼児の安全管理に関する基準等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります、今回の改正に係る家庭的保育事業等につきましては現在本市において当該事業を行う事業者はございません。

初めに、改正の経過について若干申し上げますが、令和4年6月に成立した児童福祉法の一部改正に係る審議において、幼稚園等が学校保健安全法により安全計画の策定が義務づけられていることに対し、児童福祉施設等についても児童の安全確保に関する事項を国の基準として位置づけるなどの修正が行われたこと、令和4年9月に静岡県内の認定こども園において送迎バスに置き去りとなった児童の死亡事故が発生し、児童福祉施設等における安全管理の取組等について一層の徹底が求められていることなどを踏まえ、基準省令が一部改正されたことから、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては5ページ、議案第18号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第7条の次に2条を加えるものであり、第7条の2は安全計画の策定等の定めであり、第1項として、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

第2項として、家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

第3項として、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連

携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

第4項として、家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとするを加えるものであります。

第7条の3は、自動車を運行する場合の所在の確認の定めであり、第1項として、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

第2項として、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならないを加えるものであります。

6ページになります。第10条は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準の定めであり、ときはの次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削るものであります。

第13条は、懲戒に係る権限の濫用禁止の定めであります。削除するものであります。

第14条は、衛生管理等の定めであり、第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改めるものであります。

7ページになります。附則として、第1項は、施行期日であり、この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行するものであります。

第2項は、経過措置であり、改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならないとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、懲戒に係る権限の乱用禁止の規定を削除するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の経過について若干申し上げますが、児童虐待の問題が深刻化している社会状況において、民法で定める親権者の懲戒権が児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があるため、その防止等を図る観点から、民法等の一部を改正する法律により児童福祉法における懲戒権の規定が削除され、令和4年12月に施行されたところであり、本条例の基準府令も一部改正され、懲戒に係る権限の乱用禁止を定める規定が削除されたことから、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページ、議案第19号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいます左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第26条は、懲戒に係る権限の濫用禁止の定めであります、削除するものであります。

第50条は、準用の定めであり、「及び第23条から第33条まで」を「、第23条から第25条まで及び第27条から第33条まで」に改めるものであります。

4ページになります。第51条は、特別利用地域型保育の基準の定めであり、第3項中「及び第23条から第33条まで」を「、第23条から第25条まで及び第27条から第33条まで」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第20号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、安全計画の策定等の規定等を加えるとともに、職員の資格要件に係る経過措置の規定等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正理由について若干補足いたしますが、学童保育事業に係る児童福祉法上の事業名称である放課後児童健全育成事業につきましては、児童福祉施設等における安全管理の取組等に関する一層の徹底が求められていることを踏まえ、基準省令が一部改正されたことから改正しようとするものであり、また職員の資格要件に関し、必要な勤務体制を確保するため、経過措置の適用期限について延長を図る必要があることから、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第20号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第6条の次に2条を加えるものであり、第6条の2は安全計画の策定等の定めであり、第1項として、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

第2項として、放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

第3項として、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

第4項として、放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとするを加えるものであります。

第6条の3は、自動車を運行する場合の所在の確認の定めであり、放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならないを加えるものであります。

第12条の次に1条を加えるものであり、第12条の2は業務継続計画の策定等の定めであり、第1項として、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6ページになります。第2項として、放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

第3項として、放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとするを加えるものであります。

第13条は、衛生管理等の定めであり、第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びま

ん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改めるものであります。

附則第2条は、職員に関する経過措置であり、「令和5年3月31日までの間」を「当分の間」に、「（令和5年3月31日）を」（放課後児童健全育成事業者に採用された日から起算して2年を経過する日）に改めるものであります。

7ページになります。附則として、第1項は、施行期日であり、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置であり、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第18号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第18号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第19号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第20号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第22号 令和5年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第22号 令和5年度砂川市一般会計補正予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 井上 守君（登壇） 議案第22号 令和5年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,035万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ125億7,535万7,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある二重丸は新規事業であります。

12ページをお開きいただきたいと存じます。4款衛生費、1項2目予防費で二重丸、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費8,035万7,000円の補正は、国から令和5年度におけるワクチン接種の実施が示されたことから、その経費として会計年度任用職員及び職員の人件費、接種業務に使用する衛生用品などの消耗品費、接種業務を医師会等へ委託するためのワクチン接種委託料、専門スタッフによる電話受付事務等の委託料、接種記録の管理等に必要となる健康管理システム改修委託料、市外の医療機関や高齢者施設で接種を受けた市民などに係るワクチン接種負担金、事務経費などあります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。
15款国庫支出金で7,972万円の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金であります。

次に、21款諸収入で63万7,000円の補正は、市内の医療機関等の医療従事者及び市内の高齢者施設の入所者等のうち、市外在住者に係る新型コロナウイルスワクチン接種負担金であります。

以上が歳入であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

小黑弘議員。

○小黑 弘議員 (登壇) 議案第22号の一般会計補正予算についての質疑を行います。

新型コロナウイルスワクチンの接種の関係の経費なのですが、まずは大きく3点についてお伺いするのですが、このたびのワクチン接種の関係なのですが、どのように接種を進めていくのか、具体的なことをお伺いします。

2点目としては、接種会場はどこになるのかを伺います。

3点目としては、接種業務を行う職員の体制についてを伺います。

細かい点で1点なのですが、予算書の13ページで電話受付事務等の委託料というのがあるのですが、この内容についてお伺いします。

以上です。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) それでは、ご質疑いただきました点につきまして順次ご答弁申し上げます。

まず、令和5年度における新型コロナウイルスワクチン接種の進め方についてですが、令和5年度における追加接種につきましては国は自己負担なしで接種を受けることができる特例臨時接種の期間を令和6年3月31日まで延長することとしており、実施方法としては、まず春、夏の接種として5月から8月にかけて、感染した場合の重症化リスクが高いとされる65歳以上の高齢者及び5歳以上の基礎疾患を有する方、さらに重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービス提供をする医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者などを対象としてオミクロン株対応ワクチンの接種を1回行うことが示されており、市ではこの春、夏の接種対象者を約6,000人と見込んでおります。また、秋、冬の接種として9月から12月にかけては、春、夏にも接種した65歳以上の高齢者等を含む追加接種が可能な全ての方を対象として、使用するワクチンについては今後国が決定いたしますが、希望される方が年末までに接種を終えられるよう実施していくことが

示されており、この秋、冬の接種対象者を約9,000人と見込んでおります。つきましては、春、夏及び秋、冬の接種ともに多くの方が対象となることから、医療機関従事者の接種や高齢者施設等への巡回接種を除き、集団接種により実施する予定であります。具体的な接種体制の確保に向けて現在医師会及び市立病院との協議を進めているところであります。なお、乳幼児に対する接種は、原則的に現行どおり月2回程度の接種機会を市立病院小児科において設ける方法で協議しているところであります。

次に、接種会場についてどこになるかという点であります。市では令和5年度も集団接種を基本として新型コロナワクチン接種を実施する予定であることから、接種会場につきましてはふれあいセンターを会場とする予定であります。なお、これまでに土曜日に集団接種を行ってきた市立病院につきましては、現在協議を行っているところであります。

次に、接種業務を担う職員の体制についてであります。集団接種における職員の体制につきましては、予診や注射のための専門的な医療スタッフを各医療機関から派遣いただくとともに、接種会場の受付、接種記録の入力等を担う事務職の会計年度任用職員を4名配置し、予診票の確認や接種後の経過観察等を担う看護職の会計年度任用職員を8名配置する予定であります。ふれあいセンター職員につきましては、会場内に総合的な連絡調整を担う保健師1名を配置し、来所された方がスムーズに接種を受けられる体制を保ちながら、全体的に効率的な職員配置となるよう体制を整えることとしております。

接種に係る事務体制につきましては、新型コロナワクチン接種を開始した当初にふれあいセンター職員が担っていた電話受付やキャンセル対応などの予約受付業務では令和4年以降は電話受付の業務委託及びウェブ予約システムを導入しており、令和5年度も継続して委託する予定であります。また、医療機関や高齢者施設等へのワクチンの配送につきましても、職員が直接持参する方式から令和4年以降は運送事業者へ依頼する方式に切り替えており、令和5年度も同様の対応を予定しております。これらの取組につきましては、接種業務の実施回数を重ねる中で職員の過度な負担や他の業務への影響を減らせるように工夫、改善してきたものであり、令和5年度もその経験を生かしながらワクチン接種を実施するものであります。

また、電話受付事務等委託料の内容についてでありますけれども、これについては今ほど申しあげました電話受付等について事業所に業務委託をしております。そちらのほうに支出する委託料、具体的にはオペレーター3人相当の方が4月から来年3月まで12か月間ご勤務、委託先から派遣をしていただくその委託料を計上しているものでございます。
○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今答弁をいただいたのですけれども、どのように接種を進めていくのかについてなのですかけれども、詳しく説明をいただいたので、大体分かりました。ただ、夏で6,000人、秋、冬で9,000人と多くの市民の方々を対象にワクチン接種が進められていくということになるわけです。それで、どのように進めていくのかという中のワ

ワクチン接種の今回の関係なのですけれども、厚労省のこの予防接種の実施要領なんかを見ていくと、これまで2年間やってきたのと少し違うような感じを思うのです。というのは、特に予防接種の要注意者という項目があって、例えば一部を挙げると、心臓血管系の疾患だとか、腎臓の疾患だとか、肝臓の疾患だとかとある人たちは予防接種の要注意者だという記述があるのです。もう一つ、これは今までなかったと思うのですけれども、予防接種後2日以内に発熱の見られる者も予防接種の要注意者ということで、これは私なんかもそうなのですけれども、予防接種を打つと必ず熱が出て大変な思いをするという、そういう人は今回予防接種の要注意者ということになって、特に気をつけるようにという厚労省の指摘があるのです。この辺はどう解釈をしたらいいのかお伺いしたいと思うのです。こういう人たちはあまり予防接種をしないほうがいいという方向性なものなのか、具体的にお伺いするとそんなことなのですけれども、それから接種会場はふれあいセンターがメインになるということです。この2年間を見てきても、1年目と2年目というのはまた少し違っている雰囲気はあったのですけれども、かなり多くの方々がふれあいセンターに来ることになるわけですが、これも夏の時期も接種会場になっているわけですが、今年こそは冷房施設をふれあいセンターに設置してもらえないのかと期待をするのですけれども、相当暑くて、働いている人たちもかなり苦労されていると思って見ていました。ほかの業務もそうかもしれないのですけれども、市内の公共施設はほとんどエアコンがつくような状況になっていて、市民がかなり訪れる夏の時期にワクチン接種を行うわけですから、これを機会にふれあいセンターの冷房施設を入れるという考えはないのかどうかをお伺いします。

それと、接種業務の関係、職員の関係なのですけれども、ワクチン接種をやるというときに私はたしか副市長をお願いをした覚えがあるのです。うちのまちの性格として、どこかに任せるとそこに任せっきりでやっていくという体制をよく見るのです。ふれあいセンターが接種の担当になったら、そういう状況でしたよね。たまに他課の職員が受付業務や何かで手伝いに来ているのは見てはいましたけれども、相当大変だっただろうと思います。それで、「砂川市の保健活動」というのがふれあいセンターから出ているのです。その最新版を見ていくと、業務別の実績割合が書かれています。これは令和3年までしかないのですけれども、令和3年の場合はコロナワクチンの関係が全体の業務量の32.5%になったという報告があるのです。その結果何が影響を受けているかというところ、保健師は本来地域に入ってやる、高齢者あるいは幼児の健康についてしっかり仕事をしていくというのが保健師さんたちの役割だと思っているのですけれども、残念ながら家庭訪問だとか、健康教育だとか、あるいは健康相談とか地区管理の、地区管理というのはそれぞれの業務をまちに行き、地区に行き皆さんと話したり健康相談を受けたりする業務だと思っておりますけれども、全体的に減少している状況です。それはそうですよね。コロナワクチンに関する業務が今までゼロだったものが32.5%までふえてしまったのだから、ほかはどうし

でも影響を受けるのは当然のことだろうと思うのです。この辺のところを、こうなることは最初から分かっているから、私は庁舎全体でこのことについてどう取り組むのか考えてほしい、こう言ったつもりではいたのですけれども、残念ながらそうならず、この結果になっています。

今の時期ですから、私も高齢者宅を訪れることが多いのですけれども、前回と少し変わってきていると正直思っているのです。お年寄りの元気がなくなっているのです。あまり会話がされていないというのが私と会話をするときに分かる状況がかなり多く見られているのを心配しています。コロナという言葉で一口に片づけてはならないと思っているのは、集まるところに集まらなかったり、ほかの人と話す機会が極端に減っていったり、先ほどから言っている保健師さんとの会話も少なくなっていくてしまっているのだろうと思うものですから、今回はぜひとも一部に仕事の負担がまとまっていってしまうようなやり方は避けて、大事な事業ですから、全庁みんなでしっかりと取り組んで、どこかに仕事が偏らないような仕方をしてほしいと思うのですけれども、その点についてをお伺いして、2回目の質疑とします。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 それでは、まず今回の接種に関して対象となる方の注意書きについてご指摘がございましたけれども、結論から申し上げまして、接種についてはこれまでもあくまでもそれぞれのご本人のご判断に基づくものであり、最終的には接種を受けることによって抗体価が上がっていくことのメリットと、そして副反応を実際に体験されて、その中で副反応のおそれがあることから受けないとするものの対応と。それは、それぞれの方のご判断に最終的には基づくものであることは今回の令和5年度の接種についても変わらないものと考えてございます。副反応等のデメリットがあることにつきましては、これまでも接種券の送付等のご案内の際に併せてそういった資料も添付してございますので、令和5年度においてもそういった対応を含めてそれぞれの方にご判断をいただくことで対応してまいりたいと考えてございます。

また、続きまして冷房設備の設置でありますけれども、ふれあいセンターにおいて現時点において令和5年度中の冷房設備の設置については想定していないところでございます。暑い時期の高温対策としまして昨年からは冷風機及び大型送風機も用いておりますけれども、そういった対応を令和5年度も行い、経過観察でお待ちいただく場所には飲料水のサーバーを設置するというのも今回予算の中に含めて計上させていただいております。現時点においては、令和5年度における冷房設備の設置は想定していないところでございます。

また、保健師の令和3年度の保健活動の実績から、非常にワクチン活動に割かれる時間が多いということでのご指摘につきましては、まさに冊子に記載のとおりでご指摘のとおりでございます。これは、令和3年度に初めて未曾有のパンデミックの中、集団的なワクチン接種を行っていくという中で保健師も多忙を極めまして、結果的にこういった活動時

間の内訳となったところでありますが、令和4年度は1回目のご答弁でも申し上げました業務委託できること、または会計年度任用職員を任用することによって対応できること、そういったことについてはそちらに委ねるという形で改善してきておりますので、令和4年度の実績としては令和3年度の時間より減少してくるものと考えておりますし、令和5年度も同様になるものと考えております。臨時接種ということで予防接種法に基づく保健予防の一環でありますので、保健師がコロナワクチンの接種業務に全て携わらないということは、これは現実的にならないと思っておりますけれども、訪問活動などの業務についてそれぞれの地域の状況の変化もあろうかとは思いますが、努めて取り組んでまいりたいとは考えてございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 3回目の最後の質疑になるのですけれども、先ほど私が厚労省の予防接種の実施要領のことでお話をした予防接種要注意者ですけれども、今の部長のお話でいくと自分の勝手だよと、自分の判断でしてくださいと言われました。でも、今までこの項目はなかったのです。予防接種要注意者という言い方です。何点かあるのです。アからカまであるのですけれども、この場合予防接種要注意者に対しては、予防接種に関する相談に応じて、専門性の高い医療機関を紹介する等の対応を取ることと書かれています。先ほど例を出した心臓血管とか腎臓、肝臓とかというのは基礎疾患という言い方でもいいかもしれないのですけれども、先ほど言った予防接種で接種後2日以内に発熱の見られた者という、これは結構いらっしゃるはずなのです。そこに注意を喚起して予防接種の要注意者の中に入れるということは、何かがあるからこうなのです。ただ単純に副反応で熱が出たというのがこれまでの話ですけれども、そうではなくと私は感じられない。しかも、そういう人の場合は予防接種に関する専門性の高い医療機関を紹介することも書かれていますので、こういう対応というのは砂川市は、当然これが分かってくると皆さんは私もそうですけれども、私はどうしたらいいのだろうと思うわけですよ、打つたびに熱が出ているので。これはそれ以上に、副反応どころではなく、もっと危ないことが隠されているから、こう厚労省が言うのではないかと思ってしまうし、それはそれで自分で判断しなさいと。でも、判断した結果、打って何かがあっても市に責任はありませんということは今あらかじめ言っているものなのか、それともうちの場合もそういう相談があったときにはしっかりと対応をするような準備があるのかどうなのか、ここもお伺いをしたいと思います。

最後に、エアコンの設置ですけれども、これまでコロナに関係する補助金はたくさんあって、ほかの議員さんからもそんな話はいろいろな機会が出ていたと思うのですが、あと残すところそんなにたくさんないのですよね、エアコンがついていない公共施設は。特にコロナのワクチンをもう一回やらなければならないという状況になったときに何か考えなかったのだろうかと思うのですけれども、今の部長のお話だと令和5年度ではつけま

せんとはっきり言っているので、つけないのでしょうかけれども、今からでも何か考えられないものかと、これは副市長にお伺いしましょうか、そういう考えは全くないのかどうかお伺いをいたします。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 接種についての注意の呼びかけの件でございますけれども、これまでの接種の実績に基づくデータ等が恐らく厚労省としてもある中で今回そういった呼びかけも行われているものと想定されることは、それはご指摘のとおりかとも思います。当市においては、事前の説明等については先ほども申し上げたとおりですし、もし心配のある方については電話等でご相談をいただく中で、その方が過去にどのような接種の経過であったのか等を含めて必要なご相談に応じていきたいと考えてございます。

私からは以上とさせていただきます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

どのように答えるかということは、その方、その方によっていろいろな副反応もあったかと思えます。その状況から判断させていただいて、そして回復が一定程度、時間の経過とともに回復をなされているということであれば接種も当然にあり得るという中でのお話をさせていただくでありましょうし、極めて厳しいと、また実際にあってはいけないことではありますけれども、健康被害ということになりましたら、それはまたお話を伺う中で、専門的な予防の委員会がございまして、そちらでの協議を経て、国に場合によっては正式な申請といった対応も従前から取り組んできておりますので、まずご心配のある方についてはその内容についてお話を伺いながらアドバイス等をしてまいりたいと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 副市長。

○副市長 湯浅克己君 (登壇) 冷房、エアコンの設置ということでお話がありましたので、私からご答弁させていただきます。

令和3年度からワクチン接種が始まりまして、ふれあいセンターの利用者から、暑くて大変だということも受けております。それで、ワクチン接種を行いながらいかに軽減するかということで、1つ目といたしましてはロビーの西日の日照対策などは図らせていただきました。それでもなかなか、指導室については南側から換気をしながら、またいろいろな機器を使いながらやっちはいるのですけれども、なかなか温度が下がらないというのは、これは大きな課題でありました。ですので、冷房施設を設置しなければならないという部分については十分考えておりますけれども、ワクチン接種がずっと続いているという部分がありまして、機器の設置については一定数の日数を要するという形になります。あれだけの規模の施設に一般的にいいますと天井からエアコンの設置をするということになりますと、うちの担当でも確認をしておりますけれども、一定程度の時間がかかるということで、今年度のワクチン接種に間に合うような形の中で日程調整は基本的にはできないと

いうことで考えておりますので、今のところ設置はできないという考え方は示させていただきましたが、必要性については十分認識しておりますので、今後日程的にどのような形で確保できるのかも含めながら、設置に向けた検討は十分していきたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第4 議案第23号 砂川市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長 水島美喜子君 日程第4、議案第23号 砂川市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 (登壇) 私から議案第23号 砂川市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により個人情報の保護に関する法律が改正され、議会は同法の適用除外となるため、本条例を制定しようとするものであります。

初めに、本条例を制定する経過についてであります。これまでの個人情報の取扱いは国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び民間事業者のそれぞれの機関を対象とする法律や条例等により団体ごとに規定されておりましたが、関係法令の改正により個人情報の取扱いに関する規律が一本化され、令和5年4月1日以降、新個

個人情報保護法の規律が全国共通のルールとして地方公共団体に適用されることとなります。一方、地方公共団体の議会は、個人情報保護に対する基本的な責務などの規定を除き、国会や裁判所が新個人情報保護法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないことと整合を図るため、地方公共団体の機関から除外され、新個人情報保護法の適用対象外となったことにより、議会が保有する個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定める必要があることから、本条例を制定するに至ったものであります。

それでは、次ページをお開きください。砂川市議会の個人情報の保護に関する条例であります。この条例の本則を章立てとし、目次を置いております。

第1章は、総則についての定めであります。

第1条は、目的の定めであり、この条例は、議会における個人情報の適正な取扱いに関する事項を定め、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的と定めるものであります。

第2条は、定義の定めであり、主な用語の定義について定めるものであります。

4ページをお開きください。第3条は、議会の責務の定めであり、議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものと定めるものであります。

第2章は、個人情報等の取扱いについての定めであります。

第4条は、個人情報の保有の制限等の定めであり、議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならず、また特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならず、さらに利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないと定めるものであります。

第5条は、利用目的の明示の定めであり、議会は、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき、利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるときなどを除き、あらかじめ本人に対し、利用目的を明示しなければならないと定めるものであります。

5ページをお開きください。第6条は、不適正な利用の禁止の定めであり、議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないと定めるものであります。

第7条は、適正な取得の定めであり、議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないと定めるものであります。

第8条は、正確性の確保の定めであり、議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならないと定めるものであ

ります。

第9条は、安全管理措置の定めであり、議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならず、この規定は個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合においても準用するものと定めるものであります。

第10条は、従事者の義務の定めであり、個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、個人情報の取扱いの委託業務に従事している者などは、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないと定めるものであります。

第11条は、漏えい等の通知の定めであり、議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときなどに該当する場合を除き、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならないと定めるものであります。

第12条は、利用及び提供の制限の定めであり、議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないと定めるものであります。ただし、本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき、議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、利用することについて相当の理由があるときなどに限り、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができるものと定めるものであります。

7ページをお開きください。第13条は、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求の定めであり、議長は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、利用の目的若しくは方法の制限などを付し、又は漏えい防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものと定めるものであります。

第14条は、個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求の定めであり、議長は、第三者に個人関連情報の提供をする場合において、必要があると認めるときは、利用の目的若しくは方法の制限などを付し、又は漏えい防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものと定めるものであります。

第15条は、仮名加工情報の扱いに係る義務の定めであり、議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報を第三者に提供してはならず、また議長は、仮名加工情報の漏えい防止、その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるなど、仮名加工情報の取扱いに係る義務を定めるものであります。

8ページをお開きください。第16条は、匿名加工情報の取扱いに係る義務の定めであり、議会は、匿名加工情報の取扱いに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述若しくは個人識別符号若しくは個人情報保護委員会規則で定める基準による加工方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならず、また匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるなど、匿名加工情報の取扱いに係る義務を定めるものであります。

第3章は、個人情報ファイル等についての定めであります。

第17条は、個人情報ファイル簿の作成及び公表の定めであり、議長は、議会が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの名称や事務をつかさどる組織の名称、利用目的などを記載した帳簿を作成し、公表しなければならないと定めるものであります。

9ページをお開きください。第18条は、個人情報取扱事務の届出の定めであり、議会は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ個人情報取扱事務の名称、目的、対象者の範囲などを議長に届け出なければならないと定めるものであります。

10ページをお開きください。第4章は、開示、訂正及び利用停止についての定めであり、第1節は開示についての定めであります。

第19条は、開示請求権の定めであり、何人も、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることなどの定めであります。

第20条は、開示請求の手続の定めであり、開示請求は、開示請求をする者の氏名及び住所又は居所などを記載した書面を議長に提出しなければならないこととし、この場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならないなどとする定めであります。

第21条は、保有個人情報の開示義務の定めであり、議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報などのほか、砂川市情報公開条例に規定する不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないと定めるものであります。

12ページをお開きください。第22条は、部分開示の定めであり、議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないなどと定めるものであります。

第23条は、裁量的開示の定めであり、議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示

情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができるものと定めるものであります。

第24条は、保有個人情報の存否に関する情報の定めであり、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるものと定めるものであります。

第25条は、開示請求に対する措置の定めであり、議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならないと定め、また、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないと定めるものであります。

第26条は、開示決定等の期限の定めであり、開示決定等は、開示請求があった日から15日以内に行わなければならないこととするが、開示請求書に形式上の不備があると認められ、その補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないこととし、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該開示決定に要する期間を30日以内に限り延長することができることとし、この場合は開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないと定めるものであります。

13ページをお開きください。第27条は、開示決定等の期限の特例の定めであり、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うに足りることとし、この場合において、議長は開示請求のあった日から15日以内に開示請求者に対し、この条の規定を適用する旨及びその理由と残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限を書面により通知しなければならないなどと定めるものであります。

第28条は、第三者に対する意見書提出の機会の付与等の定めであり、開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができるなどと定めるものであります。

第29条は、開示の実施の定めであり、保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、

文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行うこととする。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができるなどと定めるものであります。

14ページをお開きください。第30条は、他の法令による開示の実施との調整の定めであり、議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が文書又は図画に記録されているときは、閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは、その種別、情報化の進展状況等を勘案して、議長が定める開示の方法と同一の方法で開示することとされている場合には、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わないなどと定めるものであります。

第31条は、開示請求の手数料等の定めであり、議長に対し、開示請求をする者の手数料は無料とする。ただし、保有個人情報の開示が写しの交付により行われる場合の当該写しの交付に要する費用は、議長の定めるところにより、開示請求する者が負担しなければならないと定めるものであります。

第2節は、訂正についての定めであります。

第32条は、訂正請求権の定めであり、何人も、自己を本人とする開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報または他の法令の規定により開示を受けたものの内容が事実でないと思料するときは、議長に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができるものとし、その訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないなどと定めるものであります。

15ページをお開きください。第33条は、訂正請求の手続の定めであり、訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所、訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日、その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項などを記載した書面を議長に提出しなければならないこととし、この場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならないなどと定めるものであります。

第34条は、保有個人情報の訂正義務の定めであり、議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないと定めるものであります。

第35条は、訂正請求に対する措置の定めであり、議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないこととし、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その

旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないと定めるものであります。

第36条は、訂正決定等の期限の定めであり、訂正決定等の訂正請求があった日から15日以内にしなければならないこととするが、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者に対し相当の期間を定めて補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないこととし、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該決定に要する期間を30日以内に限り延長することができることとし、この場合は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないと定めるものであります。

第37条は、訂正決定等の期限の特例の定めであり、議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りることとし、この場合において、議長は、訂正請求があった日から15日以内に、訂正請求者に対し、この条の規定を適用する旨及びその理由と訂正決定等をする期限を書面により通知しなければならないなどと定めるものであります。

16ページをお開きください。第38条は、保有個人情報の提供先への通知の定めであり、議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする決定に基づき、保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものと定めるものであります。

第3節は、利用停止についての定めであります。

第39条は、利用停止請求権の定めであり、何人も、自己を本人とする保有個人情報が利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有している場合、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による保有個人情報の利用などに該当すると思料するとき、議長に対し、当該保有個人情報の利用の停止又は消去、提供の停止を請求することができるなどと定めるものであります。

第40条は、利用停止請求の手続の定めであり、利用停止請求は、利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所、利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項などを記載した書面を議長に提出しなければならないこととし、この場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならないなどと定めるものであります。

17ページをお開きください。第41条は、保有個人情報の利用停止義務の定めであり、議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならないなどと定めるものであります。

第42条は、利用停止請求に対する措置の定めであり、議長は、利用停止請求に係る保

有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないこととし、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないと定めるものであります。

第43条は、利用停止決定等の期限の定めであり、利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内に行わなければならないこととするが、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者に対し、相当の期間を定めて補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないこととし、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該決定に要する期間を30日以内限り延長することができることとし、この場合は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないと定めるものであります。

第44条は、利用停止決定等の期限の特例の定めであり、議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りることとし、この場合において、議長は、利用停止請求があった日から15日以内に利用停止請求者に対し、この条の規定を適用する旨及びその理由と利用停止決定等をする期限を書面により通知しなければならないなどと定めるものであります。

第4節は、審査請求についての定めであります。

第45条は、審理員による審理手続に関する規定の適用除外の定めであり、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しないと定めるものであります。

18ページをお開きください。第46条は、審査会への諮問の定めであり、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、審査請求が不適法であり、却下する場合、裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合などを除き、砂川市情報公開・個人情報保護審査会条例に規定する砂川市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないことなどとし、また、議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、当該審査会に諮問することができるものと定めるものであります。

第47条は、第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等の定めであり、第28条第3項の規定は、開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決をする場合などについて準用するものと定めるものであります。

第5章は、雑則についての定めであります。

第48条は、適用除外の定めであり、不開示情報を専ら記録する公文書に記録されている保有個人情報のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的

に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章第19条から第44条までの規定の適用については、議会に保有されていないものとみなすと定めるものであります。

19ページをお開きください。第49条は、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等の定めであり、議長は、開示請求等をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものと定めるものであります。

第50条は、個人情報等の取扱いに関する苦情処理の定めであり、議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないと定めるものであります。

第51条は、施行の状況の公表の定めであり、議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものと定めるものであります。

第52条は、委任の定めであり、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めるものと定めるものであります。

第6章は、罰則についての定めであります。

第53条は、職員若しくは職員であった者等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処すると定めるものであります。

第54条は、第53条に規定する職員若しくは職員であった者等が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すると定めるものであります。

第55条は、職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すると定めるものであります。

第56条は、第53条から第55条までの規定は、砂川市の区域外においてこれらの規定の罪を犯した者にも適用するものと定めるものであります。

第57条は、偽りその他、不正の手段により、保有個人情報の全部又は一部の開示決定を受けた者は、5万円以下の過料に処することを定めるものであります。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

なお、附属説明資料として砂川市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を添付しておりますので、後ほどご高覧いただきますようお願い申し上げます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 報告第1号 監査報告

報告第2号 例月出納検査報告

○議長 水島美喜子君 日程第5、報告第1号 監査報告、報告第2号 例月出納検査報告の2件を一括議題といたします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第1号及び第2号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号及び第2号を終わります。

◎閉会の議決

○議長 水島美喜子君 これ以て日程の全てを終了いたしました。

お諮りします。

今定例会の会期は3月6日から14日までの9日間と議決されておりますが、本会議に付議された事件の議事は全て終了しましたので、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 これ以て令和5年第1回砂川市議会定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでございました。そして、4年間大変お世話になりました。これから

も砂川市の発展と市民の皆様のお幸せを心よりご祈念いたしまして、終了させていただきます。本当にありがとうございました。

閉会 午前11時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年3月13日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員